

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

二十四、明治一〇年代の幼児教育関係法

明治九年官立幼稚園が一園だけ創立されてから一〇年、明治一九年には園数三八、保母八三名、幼児二五八五名まで増大したが、その数はまた極めて僅かにしかなかった。義務教育の小学校二八五五六校とは比較にならないとしても、義務教育ではない中等学校八八校、高等・専門学校六八校、師範学校四六校と比較してもその普及は遅々たるものである。しかも、これらの学校は明治一九年にそれぞれ小学校令・中学校令・師範学校令更に大学に対しては大学令など単独の勅令が公布され学校体系上確たる地位を得ていた。これに反して、幼稚園は設置・廃止の手続き規程が示されたばかりには、文部省からの通達によって、その位置づけを得ていたにすぎない。幼稚園についての単独の勅令は更に四〇年を待たなければならなかった。

幼稚園の設置・廃止規則の始め

明治一二年九月布告の教育令は、その第二〇条と第二一条とで、府県立幼稚園の設置・廃止は文部卿の認可を得、市町村立幼稚園の設置・廃止は府知事・県令の認可を得、私立幼稚園の設置および廃止はそれぞれ府知事・県令に認可の申請および開申しなければならぬことを定めた。これはわが国の幼稚園史上における最初の設置・廃止に関する規程であるだけでなく、幼稚園に関してやや具体化された内容としての条文の嚆矢でもある。

同年一月文部省は私立幼稚園の設置を認可を要せず、届出のみで差支えないとして次のような通達を出している。

文部省布達第六号（輪廓附）私立幼稚園・書籍館等ヲ設置或ハ廃止スルモノハ私立学校同様府知事県令ニ開申スヘキ儀ト可心得
此旨布達候事

幼稚園の設置を公費で促進することを計画することのできなかつ

た当局として、私財をもって設立することをできるだけ容易にすることを考慮しての措置であったか。設置手続きを私立幼稚園に対して緩和している真意を把握することは明らかにすべき一つの問題点である。

また同時に、幼稚園での保育法が小学校の教授要旨、教科内容の基準を示していた小学教則と同じように、公立にあっては文部卿の認可、私立にあっては府知事・県令への開申事項となった。小学教則がすでに国家的レベルでその基準が示されていたにもかかわらず、幼稚園では既述の東京女子師範学校附属幼稚園が明治九年、保育科目（物品科、美艷科、知識科）を制定してただけで、保育法ということばさえこのとき始めて用いられたにすぎず、その内容が如何なるものであるか明らかでない。保育内容、保育時間、休業日等園則に含まれるものを意味していたように思われる。

明治一三年公布の改正教育令は、私立幼稚園の設置を再び府知事・県令の認可事項とし、明治一四年一月には、府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則（文部省達第四号輪廓附）、町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則起草心得（文部省達第五号輪廓附）が通達され、設置に当って具備すべき事項が明示された。府知事、県令が当該規則を制定する場合、幼稚園の設置については、

- 一、設置ノ目的ノ事
- 一、位置ノ事
- 一、名称ノ事
- 一、保育ノ課程ノ事
- 一、保育用器具等ノ事

一、入園退園ノ規則休日等ノ事

一、幼稚員数ノ事

一、保姆等職務心得及其人員俸額ノ事

一、保姆ノ学力品行等ノ事

一、敷地建物ノ事

一、経費収支ノ事

を審査できるものとするよう望まれている。保育の課程ということばがここで始めて用いられているが、その内容は全くの自由にかまかされていたものようである。これにもとづいて各府県はそれぞれ規則を制定したが、熊本県では、如上の諸事項の外に、

一、保育ノ要旨 何様ノ方法ニ依リ何用ノ器具ヲ用キテ保育スル等ヲ記載スヘシ 例ヘハ修身ノ話ナレハ和漢聖賢ノ教ニ基キテ近易ノ談話ヲナシ 絵図等ヲ示シテ理解ヲ助ケ孝悌忠信ノ大要ヲ知ラシメ務メテ善良ノ性質習慣ヲ養フ等ノ類

一、保育期限及休業

一、始業終業ノ時限

一、設立者（私立ニ限ル）学力品行履歴

などが附加されている。このほか、設置の目的には「彝倫道德ヲ本トシテ幼児ヲ保育シ家庭ノ教育ヲ補フ等ノ類ヲ記載スヘシ」と註記されており、保育の要旨の註記とともに、幼稚園教育の目的が、地方にあっては、この頃次第に開化主義から皇道主義へ転換し始めていた小学校教育と同じように考えられていることを示している。しかし、どれだけ保育の実際を統制し得るものであったかは明らかで

なく、問題はむしろ如何にして多くの幼児を幼稚園に收容するかにあつたようである。

簡易幼稚園の勸奨（明治十五年）

とくに、明治一五、六年頃からの経済界の不況は、物価を下落させ金融は逼迫し、国民の困憊は極めて甚だしくなつた。貧民、力役者でその幼児の保累をのがれて生産に専念させることまで考えねばならなくなつた。このため、明治一五年一月五日、文部卿は、簡易幼稚園に関する示諭を次のように出した。

文部省直轄ノ幼稚園ハ務メテ園制ノ完全ナランコトヲ期シ而シテ地方ニ於テ設ケル所ノモノモ概ネ之ニ模倣シタルヲ以テ規模頗ル大ナレバ人ヲシテ都会ノ地ニ非ザレハ之ヲ設クルコトニ能ハズ又富豪ノ子ニアラザレハ之ニ入ルコト能ハザルノ感アラン 然レトモ幼稚園ハ又別種ノモノモアリ 都鄙ヲ論ゼズ均シク之ヲ設置シ貧民力役者等ノ児童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラザルモノヲ之ニ入ルコトヲ得ベキモノトス 此種ノ幼稚園ニ在テハ輪制ヲ簡易ニシ唯善ク幼児ヲ看護保育スルニ堪フル保姆ヲ得テ平穩ニ遊嬉ヲナサシムルヲ得ハ即チ可ナリ 是レ群児街頭ニ危険鄙猥ノ遊戯ヲナスモノニ比スレハ大ニ勝ル所アリ 其父母モ亦保累ヲ免レ生産ヲ営ムノ便ヲ得テ其益蓋シ少ナカラザルベキナリ

この示諭は、幼児教育の範圍を一躍広く且つ簡易にし幼稚園新設をこころ易きものにした（倉橋・新庄共著「日本幼稚園史」三三一頁）、後の託児所の使命とするような保育事業をも果すべきであるとした、（古木弘造著「幼児保育史」六七頁）などいろいろ評価されているが、

果してどれだけこの種の幼稚園が設立されたかは疑わしい。同年の文部省年報は更にこのことを次のように勸奨している。

幼稚園ノ府県所轄ニ屬スルモノハ東京府下ニ公立私立各一箇、大阪府下ニ府立公立各一箇、宮城県下ニ公立一箇、鹿児島県下ニ県立一箇アリテ其保姆ハ計二〇名幼児ハ男一八〇名、女一五七名アリ 以上府県ノ外他地方ニ於テハ未タ開設セルモノナシ 但群馬県ニ於テ一ノ幼稚遊戯場ヲ仮設シ幼児三〇余名ヲ保育セシカ本年ノ県会ニ於テ其費用ヲ否決セリ 是ニ於テ庁下ノ富商某深ク之ヲ惜ミ自ラ資金ヲ捐テ之ヲ保続セルヲ以テ廃絶スルニ至ラス 猶ホ遠カラスシテ開設スル所アルヘシト云フ

府県幼稚園ノ設置此ノ如ク僅少ナルヲ以テ学令未滿ノ幼児ハ殆ト教育ヲ受クルノ地ナクシテ徒ニ危険鄙猥ノ嬉戯中ニ生長セサルヲ得サルノ情状アリ 若シ措キテ問ハサルトキハ日ニ頑陋ノ慣習ニ陥リ大ニ天賦ノ良質ヲ毀損スルヲ免レス 然ハ則之ヲ学校ニ入レンカ 其悪習ヲ防クノ策ニ於テハ頗ル得ル所アルヘキモ資質脆弱ノ幼児ヲシテ学令児童ト同シク嚴密ナル範圍内ニアラシムルトキハ畜ニ身体ノ發育ヲ妨グルノミナラス又其精神ヲ損傷スルノ恐アリ 其後年ニ弊害ヲ遺スコト豈ニ渺シトセンヤ 地方ノ教育家タルモノハ其土地ノ状況ヲ察シ或ハ整備ノ編制ニ採リ或ハ簡易ノ方法ヲ設ケ以テ幼児ヲ待ツノ準備ナカル可カラス 是目下緊要ノ事項ト云フ可シ

文部省は これら幼稚園の普及を「地方ノ教育家タルモノ」に準備させようとしたが、すでに不況の影響は地方の教育費を削減させねばならない事態におちこませており、義務就学でさえ明治一六年

をピークとして明治二〇年までは就学率を減少させねばならなかつたころである。明治一五年、一六年度の各府県の文部省に対する学事報告書中、簡易幼稚園について報告しているものは、徳島県のも一つのみであり、これまた単なる啓蒙的な通達とのみみるべきであろう。文部省がどこまでも教育的立場を堅持していたことも注目すべきであろう。それにしては、保母養成がこれにともなっていないことは問題といわねばならない。

こうした文部省の必ずしも首尾一貫していない幼児教育政策は明治一七年の通達のなかに集中的にあらわれているといえよう。

学令未満児の小学校就学禁止（明治十七年）

前掲の明治一五年度文部省年報中に記されているように、この頃学令未満の幼児で小学校に就学しているものの数はかなりの数に上っている。明治八年から明治一六年までの各年度の該当者は二六、五一〇名から一一七、八五七名にまで増加しており、学令児童就学者の約三・九%に当る。三年未満の小学校在籍生徒一、九四四、二〇六名との比率を求めれば約六%で、第二学年では五〇名の学級に学令未満児が六名近くもいた計算になる。文部省はこれに対して、明治一七年二月一五日、

文部省第三号

学令未満ノ幼児ヲ学校ニ入レ学令児童ト同一ノ教育ヲ受ケシムルハ其害不尠候条右幼稚園ノ方法ニ因リ保育候様取計フヘシ此旨相達候事

との通達を各府県に示した。同日文部省普通学務局長は通達の趣

旨を説明するとともに

「尤右幼稚園ノ編制ニ就テハ既ニ前年府県学務課長ヘ示論（筆者註、明治一五年の簡易幼稚園についての示論）相成候趣モ有之必スシモ完全ノ規模ヲ具スルモノノミ限ラス種々簡易ノ編制方モ有之候事故土地ノ情況ニ応シ或ハ別ニ之ヲ設置セシメ或ハ学校ノ一部ヲ以テ之ニ充テシムル条夫々適宜ノ方法ニ御計画之上御伺出相成可然ト存候条此段為念及御通牒候也」

と、その対策の大綱を指示した。この通達に対する各府県の動きは、明治一七年度の文部省年報によってこれをうかがうことができ。すなわちこの年度においては各府県はそれぞれ、幼稚園の現況のほかに、「小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ因リ学令未満ノ幼児ヲ保育スル方法」を報告事項として文部省に提出している。これらを、その内容によって大別し、報告書の全文を掲載すれば次の如くである。

まず第一に、通達が出て早速その趣旨に即して、一部実施にふみきつた地方がある。埼玉県では師範学校附属小学校に幼稚科を設けて県下小学校の模範としている。山梨県では「幼児保育ノ心得」を示して保育法の適切を図り、あわせて幼児教育を中流以下の家庭の子弟にも及ぼさせようとしている。石川県も「幼児取扱心得」を編製して、保育時間を一日三時間半以下とし保育内容の基準を示した。島根県は幼稚科の規則、徳島県は簡易幼稚園規則を定め、保育時間、保育科目、保育担当者などについて述べている。また、これら諸県はこれらのものを契機として将来幼稚園の発展を期しているものようである。

〔模範を示す〕

埼玉県年報

附屬小学校

本年中新二計画セシ所ハ本校内ニ幼稚科ヲ設ケ学令未滿ノ幼児ヲ幼稚園ノ方法ニ因リ保育セシ是ナリ是文部省第三号達ニ遵ヒ兼子テ管下小学校ノ模範ニ供セシ者ナリト雖向來之ヲ擴張シテ幼稚園ヲ起サントス。

学令未滿ノ幼児ヲ學校ニ入レ学令兒童ニ同一ナル学科ヲ履マシムルハ畜ニ身体ノ發育ヲ妨グルノミナラス精神ヲ害スルコト尠カラサルヲ以テ学令未滿ノ幼児ハ幼稚園ノ方法ニ因リ保育スヘキ旨示達サレタレトモ、退テ小学校ヲ觀ルトキハ概ネ教場狹隘ニシテ学令兒童ヲ容ルニ苦シムノミナラス之ヲ教養スル教員モ亦随テ不充分ナレハ学令未滿ノ幼児ノ教場ヲ別ニシテ之ヲ保育スル余地ナキカ如ク幼稚園ノ方法ニ因リ幼児ヲ保育スル者殆ト稀ナリ。唯之ヲ檢束シ以テ学科ヲ授ケサルノミ故ニ其方法ニ至テモ未タ確タル者ナシ然レトモ今ニシテ之カ設備ヲ為サ、レハ幼児ハ危險卑猥ノ遊戲中ニ成長シテ天賦ノ良性ヲ害フニ至ルヘキヲ以テ之カ計画ヲ為スハ目下ノ急務ト謂ハサルヲ得ス、故ニ本県ニ於テハ先ツ師範附屬小学校ニ幼稚科ナル者ヲ設ケ修身及ヒ庶物ノ談話、読方、數へ方、書キ方、画キ方、木ノ積立、板排へ、箸排へ、珠ツナキ、紙剪リ、紙摺ミ、紙折リ、遊嬉等ニ因リ幼児ヲ保育セリ、將ニ漸ヲ以テ一般ニ及ホサントス。

〔幼児保育の心得を示す〕

山梨県年報

普通小学教育ニ関スル準備尙未タ全ク整ハス 学令兒童ニシテ尚學ニ就カサルモノ殆ト過半ノ多キニ居ル 況ヤ幼稚園ヲ設ケテ学令未滿ノ幼児ヲ保育スルカ如キハ未タ曾テ之ヲ計画スルモノアラサルナリ 故ニ先ノ模範幼稚園ヲ設置スルノ計画ハ既ニ數年前ニアリト雖モ種々ノ障礙目前ニ横生シ遂ニ未タ其目的ヲ達スルニ至ラス然レトモ幼稚保育ノ事ハ特ニ教育上ノ為ノミナラス中人以下ノ經濟上ニ於テモ亦其利益少ナカラサルヘク殊ニ本年以後学令未滿ノ幼児ニ普通小学科ヲ教授スルヲ禁シタルニ付テハ模範幼稚園ノ設立更ニ一層ノ必要ヲ覚ルニ至レリ、早晚必ス之ヲ設ケテ以テ幼稚保育ノ普及ヲ謀ルコトヲ怠ラサルヘシ

従前ノ学令未滿ノ幼児ヲ学令兒童ト均シク小学校ニ入レ学期ノ末ニ至リテ試験ヲ受ケシメ學級ヲ昇降シタルハ兒童ノ精神ヲ過度ニ勞セシ蓋シ鮮シトセス 是ヲ以テ先幼児保育ノ心得ヲ示シ学令兒童ト其取扱ヲ異ニセシムルヲ主意トシ普通小学校内ニ於テ教授ノ程度ト時間トヲ輕減セシメ専ラ兒童心ヲ發育達ヲ妨害セサランヲ務メシム 而シテ其課程ハ修身ノ話、庶物ノ話、書キ方、讀ミ方、計リ方、及遊嬉ノ六科ニシテ其内幼児ノ思考ヲ凝スヘキモノ即讀書算術ノ初歩ノ如キハ殊ニ注意ヲ篤クシ只管衛生ノ方法ニ背カサラシム、六才未滿ノ幼児ニシテ小学校内ニ保育ヲ受クルモノノヘテ一〇八七人之ヲ前年前令兒童ト均シク教育ヲ受ケタルモノニ比スレハ殆ト其手數ヲ減シタリ 其然ル所以ノモノハ従前入學志願ノ者ハ都テ之レヲ許可セシモ本年三月以來ハ別ニ幼児保育法ヲ

施行スルコト能ハサル学校ニ於テハ其入校ヲ謝絶シタルニ由ル。

〈幼児心得〉

石川泉

本県ニ於テハ公私トモ未タ幼稚園ヲ設置セルモノナシ又小学校ニ於テ殊ニ学令未滿ノ幼児ヲ待遇スルノ方法ヲ設ケルモノハ前年ニ曾テ見サリシ所ナルモ本年ニ至リテハ該幼児ニ学令児ト同一ノ教授ヲナスハ身心ノ發育ヲ害スルノ恐アルヲ以テ之ヲ別異セントスルノ議稍行レタルニ際シ恰好シ貴省第三号ヲ以テ該幼児取扱心得ヲ編製シ現ニ学令未滿幼児ニシテ在学スルモノヲ取扱フノ標準ヲシテ一日大凡三時三十分ヲ最長度トシ幼児ノ年令ニ応ジ修身ノ話、読ミ方、数へ方、庶物ノ話、木ノ積立板排へ箸排へ豆細工珠繫キ紙折り等ヲ歛娛ノ際ニ課シ又務メテ遊嬉ヲナサシメ自然ニ身体ノ發育ヲ助ケ精神ヲ爽快ナラシムルアリ 或ハ該標準ニ摸擬セントシテ未タ至ラス僅ニ二時間ヲ縮メ教授ヲ寛ニスルカ如キニ過キタルモノアリ 而シテ保育用品ヲ完備シ遊園ヲ設置シタルカ如キモノハ未タ曾テアラサルナリ 尤本年ハ着手ノ始ナレハ斯ク不完備ナルハ更ニ論ヲ俟タス尚將來ハ漸次幼稚園ノ方法ニ依リ保育セシメ勉メテ其完備ヲ計ラントス。

〈保育内容を示す〉

島根県年報

六年未滿ノ幼児ニシテ從來学令兒童ト共ニ小学科ヲ学ハシメ已ニ一学期以上ヲ昇級シタル拔群ノ優力生ヲ除クノ外ハ文部省十七

年第三号達ニ基キ悉ク幼稚ノ方法摸擬シテ修身話、庶物話、玩具用法、読書、書、遊嬉等ヲ一日三、四時間ツツ授ケテ以テ幼稚ヲ保育ス其目的ハ天賦ノ知覚ヲ啓発シテ善良ノ慣習及小学校教育ノ基礎ヲ得セシムルニアリ 本科ハ各小学校ニ於テ適宜施行スト雖モ事概始ニ属スルヲ以テ未タ完全ヲ得タリト云フヘカラス故ニ不日其保育方法ヲ且其模範ヲ示サンカ為メ更ニ本県師範学校附属小学校ニ幼稚保育ノ一科ヲ設ケ東京女子師範学校卒業者ヲシテ之ヲ担当セシメントス前記ノ方法ニ拠リテ保育ヲ受クルモノ闔県ニシテ男三〇三人女一二九人合セテ四三二人 之ヲ誘掖化育スル者ハ皆小学校ノ教員中稍年令ノ長シタルモノ若クハ裁縫科教員等之ヲ撰行ス其法ノ得失等ハ明年ノ成績ニヨリテ將ニ詳報スルアラントス。

徳島県年報

幼稚園ハ未タ之ヲ設置セスト雖モ小学校ニ於テ簡易ノ幼稚園ヲ設ケ学令未滿ノ兒童ヲ保育セントシテ着手中ノ者数校アリ即寺島富田新町助任松島トス 其方法ハ本県ニ於テ制定セル簡易幼稚園規則ニ拠リ脩身及庶物ノ話、数へ方、読ミ方、書キ方並ニ遊嬉等ノ課業ヲ授ク其保育ノ時間ハ一週十八時一日三時一度三十分以内トナセリ而シテ其保母ノコレヲ扱フ者多クハ本県女学校ニ於テ卒業セシ者ヲ以テシ且該校ニ於テ其教授法等ヲ伝習シタルニヨリ畧々幼稚園保育ノ体裁ヲ得ルニ至ルヘシ。

次に、大阪府、京都府、愛知県では、それぞれ趣旨に即して幼児と学令兒童の教室を別にし、或いは幼児保育科規則を定め、或いは

保育法を一応示すなど措置はしているが、実際にはまだ行なうに足っていない。ただし、大阪市では、この通達が直接の契機となつて公立幼稚園が開設され始めたことはすでにかけた大阪府における初期幼稚園の表（本誌六〇巻一〇号六六、七頁）によつて知ることが出来る。

〈教室を分ける〉

大阪府

本年ニ於テノ其方法ヲ規定スルニ至ラサルヲ以テ各小学校共先ツ教場ヲ分異シ幼稚園ノ方法ニ拠リ適宜保育スヘキ旨ヲ達シタルノミ故ニ其方法及ヒ意見ハ来年ニ譲ル。

〈規則公布〉

京都府

管内小学校ニ於テハ本年幼児保育科規則ヲ達スト雖モ未タ実施ノ期限ヲ示サルヲ以テ該規則ニ依リ、之ヲ保育セシモノナシ、唯従来入学セシモノハ小学教則ヲ斟酌軽減シ幼稚ノ發育ニ注意ヲ加ヘシメ之ヲ保育スルニ止マレリ。

〈簡易方を施さず〉

愛知県年報

幼稚園ハ本県未タ設立セスト雖モ小学校ニ於テハ本年文部省第三号ノ達ニ基キ学令未滿ノ幼児ハ学令児童ト同一ノ教育ヲ施サスシテ適宜簡易ナル幼稚園ノ方法ニ因リテ保育ヲ施サシメタリ 但

未タ一定ノ方法ヲ設ケサルカ為メ目今取調中ニ属ス 其学令未滿幼児ノ現ニ小学校ニ在ルモノ男一三四人、女五九一人アリ。

第三に、その計画を将来にまつという態度の府県がある。なかでも、群馬県では保姆伝習所の開設を計画しようとしている。僅か一園ではあつても、幼稚園教育の実際を知るものにとつては、ただ子どもを区別して誰でもあづかっていたられば保育できるものとは考えられず、まず保姆に人を得ようとしたのであろうか。

へ一部実施 他は将来

東京府年報

前年ニ比シ保姆六名、幼児二一六名ヲ増加セリ。

其設置日尚浅キヲ以テ未タ述フヘキノ事項ナシト雖モ、其ノ保育漸以效果ヲ呈シ随テ民心ヲシテ幼児保育ノ必要ヲ感セシメ該園ノ設置就園幼児日ヲ逐テ増加スルノ傾向ナリ。

小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ因リ学令未滿ノ幼児ヲ保育スル一定ノ方法ハ未タ設置セスト雖モ独リ本所区公立江東小学校ニ附属幼稚園ノ一所アリテ幼児ヲ保育セリ。然レトモ其方法タルヤ該校ニ在ル学令ニ達セサル児童ヲ保育シ併セテ博ク学令未滿ノ幼児ヲ入園セシムルヲ以テ其実ハ一個ノ幼稚園組織ニシテ本項ニ該当スルモノアラズ。

其他ノ小学校ニ於テハ、文部省達第三号ノ主旨ヲ下達シ、以来学令未滿幼児ノ入学ヲ停メタリ。然レトモ民間ノ状態子弟就学ノ速キヲ望ムモノ甚多キカ故ニ之レカ適當ノ保育方ヲ設ケ其志望ヲ

充タシムルハ亦普通教育普及ノ一手段ナレハ、将来計画スル所アラントス。

神奈川県

幼稚園ノ設置未タ之レナシ。小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニヨリ学令未滿ノ幼児ヲ保育スル方法ハ未タ之ヲ設ケス。然レトモ其事タル地方現時ノ情況ニ適応ノ便法ナルヘキヲ以テ日下方ニ計画中ニ在リ。

茨城県年報

幼稚園ノ設ケナキ地方ニ於テ幼児保育方法ノ欠クヘカラサルハ勿論ナレモ管下ニ在リテ小学校幼児ノ数ヲ調査スルニ其数一、七七七人ニシテ之ヲ小学校ニ平均スレハ僅々二人有余ノミ則チ小学校ヲ減略シテ適宜ニ之ヲ授ケ未タ秩然一方法ヲ設クルニ至ラス。然レトモ市街ノ学校ニ於テハ差々多数ノ幼児ヲ見ルヲ以テ目下之カ保育ノ方法ヲ計画セントス。

〈保母伝習所ノ設置を計画〉

群馬県年報

幼稚園ハ前年報ニ申報セシ如ク前橋ニ於テ僅ニ県立一ヶ所アアルノミ。現在釋兒ノ數ハ二九名ニシテ保母一人同助手二名以テ之ヲ保育セリ。然レモ猶其規模ノ狭小ナルト其位置ノ遠ク市街ノ一隅ニ偏スルヲ以テ未タ多クノ釋兒ヲ保育シ廣ク其効益ヲ得セシムル能ハス。尚ホ明年ニ至ラハ傍ラ保母伝習所ヲ設ケ以テ之カ擴張普及ヲ計ラントス。

〈将来の計画〉

岐阜県年報

小学校ニ於テ幼児ヲ保育スルハ皆揆ヲ東京女子師範学校附属幼稚園ノ教則ニ取り且ツ土地ノ情況ニヨリ彼是相酌量シテ以テ之ヲ保育セシメ特ニ体育ヲ重シ智徳ヲ開發セシメ身相共ニ発達センヲ期ス。然レトモ在リテ小学校幼児ノ數ハ各学校モ極メテ少数ナルヲ以テ其保育ノ方法未タ以テ完全ナルヲ得ルニ至ラス。是レ即今専ラ之カ良法ヲ得ンヲ講究スル所以ナリ。

秋田県年報

本県未タ幼稚園ノ設ケナシ

小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ因リ学令未滿ノ幼児ヲ保育スル未タ適當ノ法ナキヲ以テ在来入学ノ兒童ハ学科ヲ斟酌シ試験ノ如キハ学期ニ関セシ進歩ノ都合ヲ図リ總テ成育上妨害ナキヲ主トシ適宜施行セシム。又新ニ入学ヲ請フモノハ当分良法ヲ設クルマテ入学ヲ許サル、モノトス。

〈目下取調中〉

宮城県年報

本県仙台区ヲ除ク外未タ幼稚園ノ設アラサルヲ以テ学令未滿ノ幼児ハ学校ニ入レ校中一室ヲ設ケ専ラ遊嬉ヲ主トシ身体ヲ保育スルノ方法ヲ取調中ナリ。

富山県年報

本県未タ幼稚園ノ設ケアラス。又幼稚園ノ方法ニ因リ学令未滿ノ幼児ヲ保育スルノ方法ヲ定メスト雖モ現今各郡申報スル所ニ由

レハ小学校ニ於テ保育スル幼児ノ員數男、〇五二人女五五三人合計一六〇五人ニシテ皆適宜方法ヲ用、学令児童ト區別シ幼稚園ノ方法ニ擬シ保育スルモノニテ素ヨリ小学校教師ヲ以テ教フルモノニアラス。右等保育ノ事ニ於テハ本県之カ計画スル所アレハ不日適當ノ方法ヲ定メ之ヲ管下ニ示達セントス。

第四に、義務教育ノ小学校教育がまだ十分実施できないので、到底学令前ノ幼児ノ保育まで考ふる余裕がないとする県もある。

〈小学校で手一杯〉

兵庫県

管内未ダ設置セシモノナシ。且初等小学校ノ準備スラ未タ全カラサレハ学令未滿ノ幼児ヲ保育スル方法等ハ之ヲ設ケス。

長崎県

市邑ノ地ニ於テハ学令未滿ノ幼児ニシテ就学ヲ望ムモノ統々踵ヲ接ス。抑モ教育ハ早く幼稚ノ際ニ始ムルヲ好シトスレトモ若シ幼児ノ教育其度ニ過ルトキハ健康ヲ害シ終身有為ノ人タルコト能ハス。故ニ後來務メテ各邑ニ幼稚園ヲ起サシメ適良保育ノ途ヲ開キ他日学校ニ入ルノ地ヲ為サシメントス。然レトモ現今ノ状況タル法令ヲ以テ設置ヲ要スル小学校スラ尚完全ナル備設ヲ為スコト能ハス。況ヤ幼稚園ノ如キニ於テヤ宜ク着々計画ヲナシ之ヲ將來ノ希望ニ屬セサル可ラス。因テ思フニ先ツ模範幼稚園ヲ本県女子師範学校ニ起シ其方法及利益ノアル所ヲ衆人ニ示シ遂ニ之ヲ町村ニ及ホシ其設置スヘキ資力ナキモノハ小学校内ニ一部ヲ画シ幼

児保育ノ便ヲ与フル是レ本県ノ幼稚園ニ関スル所見トス。

將來学事施設上須要ノ件

……女子師範学校内ニ幼稚園ヲ設ケントス、

三重県年報

小学校ニ於テ幼稚園ノ方法ニ依リ学令未滿ノ幼児ヲ保育スルノ法ハ未タ其設ケアラスト雖モ、從來入学ノ幼児ハ全ク小学生徒ト殊別シ授業ノ時間及其学科ヲ取捨シ力メテ幼児身心ノ発達ヲ害セサラシメンニ注意セリ。但幼稚園ノ外小学校内ニ幼稚保育法ヲ設ケテ学令未滿ノ幼児ヲ保育スルニ至テハ其勢小学校ノ経費ニ影響ナキ能ハス。故ニ保育方法ヲ布キテ幼児ヲ誘致スルノ利害ハ口下専ラ実地討究中。

長野県年報

目下普通教育モ猶未タ完全ナル能ハサレハ各校ヨシテ幼児保育ノ法ヲ行ハシムルハ難シトスル所ナレハ簡易ノ保育法ヲ設ケテ土地ノ情況ニ依リ殊ニ之ヲ行ハシメントス。

第五に、岩手県、青森県、福井県、札幌県、鹿児島県ではそれぞれ未滿ノ幼稚園を設置する氣運もなく、また小学校において、別に学令掲げた県以外の諸県で、学令前ノ幼児に対する小学校での保育がどのような形でなされたかは明らかでないが、必ずしもこの第五のグループに属しているものばかりとは限らない。例えば、岡山県では明治一七年一月岡山県師範学校幼稚科規則を次のように定めている。

第一章 通則

第一条 本科ハ当校附属小学ニ於テ学令未滿ノ幼児ヲ保育スルモノトス

第二条 幼児ハ男女ヲ論ゼス年令三年以上六年以下トス 但シ時宜ニヨリ未滿ノモノト雖モ入科ヲ許スコトアルヘシ

第三条 幼児ハ大幼年令ニ由テ、ノ組ヨリ三ノ組マテ三組ニ分ツ

第四条 保育科ニ於テハ総テ試験ヲ用ヒザルモノトス

第二章 保育規則

第一条 保育科目ハ会集、修身ノ話、庶物ノ話、木ノ積立、板排へ、箸排へ、輪排へ、珠繋ギ、紙織リ、紙摺ミ、紙刺シ、縫取り、紙剪リ、古キ方、敷へ方、画キ方、読ミ方、唱歌及遊戯トス

第二条 保育時間ハ一日四時間ヲ超ユヘカラス 又毎科ノ時間ハ三〇分ヲ過クヘカラス

第三条 年中休業日ハ小学科ニ同シ

第四条 保育ノ要旨ハ左ノ如シ 略

この幼稚科は三才以上学令までの幼児を收容しており、また保育内容からみても幼稚園そのものであつて、学令未滿の幼児を

小学校で保育するための模範となるものを直接めざすものではなかつたかもしれぬ。しかし、文部省の通達によつて学令前の幼児の教育機会を準備する気運をつくつたものとして、ここに注目するに値する。

明治一八年度においても、この通達によつて「簡易ナル保育法」をとる幼稚園らしいものを小学校に附設しようとする努力が諸府県にみられたことは、さきの引用文によつても知ることができるし、その動きの一部は本誌六〇卷一・号六八頁に掲載されているものによつて知ることができよう。

以上の諸事實は、文部省が一片の通達で問題を解決しようとするほど實際が動き得るものでないこと、とくに必要経費を用意し得ない場合また幼児教育の必要性に対する地方当事者ならびに世論の存しない場合には、容易に幼児教育機会の準備ができないことを示しているものといえよう。その後、明治一九年、森有礼文部大臣によつて諸学校令が公布されるに當つても、幼児教育についての法令は制定されず、更に一層明確な法的体系は明治二三年小学校の公布まで待たなければならなかつた。

幼児の教育 第六十一卷 第三号

三月号 © 定価六〇円

昭和二十七年二月二十五日印刷

昭和二十七年三月 一日発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼 津 守 真
発行者

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三〇一

発売所 株式会社 フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

◎本誌ご購入についてのご注文は発売所 フレーベル館 にお願ひいたします。